

『その他の固定負債』を贈与しましょう

1. その他の固定負債とは

個人企業の場合には、事業主が家族から借りている借入金を意味します。法人企業の場合には、会社が役員や役員の家族から借りている借入金を『その他の固定負債』と言います。

2. その他の固定負債を贈与する目的

- (1) 相続税の節税
- (2) 財産の家族分散

3. 贈与の効果

相続財産の多少によって異なりますが、贈与金額の10%～50%の相続税を節税することができます。

贈与した金額が、確実に家族の財産になります。

4. その他の固定負債贈与の長所

その他の固定負債の贈与には、次のような長所があります。

- (1) 簡単に贈与することができる
- (2) 贈与する資金が無くても贈与することができる
- (3) 受贈者（贈与を受けた人）が派手になることを防止することができる

5. 贈与の要点

110万円以下の贈与は要注意です。相続税の税務調査では、贈与として認められないことが多いからです。

次のことが要点です。

- (1) 111万円以上を贈与する
- (2) 『贈与証書』を作成する
- (3) 贈与税の申告をする

裏面の贈与証書をご利用ください



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL:(0532)53-5333(代) FAX:(0532)53-5118

贈与証書

贈与をする人 (贈与者)	平成 年 月 日	留意点
	〒 住所	争族を防止するため
	氏名 ㊞	なるべく自署する

贈与する財産		
贈与対象者	〒 住所	
	氏名	(続柄: 贈与者の)

贈与を受けた人 (受贈者)	平成 年 月 日	留意点
	〒 住所	贈与を受けたことを立証するため
	氏名(自署) ㊞ (生年月日: 年 月 日生 歳)	必ず!! 自署する

受贈者の 親権者 又は代理人	平成 年 月 日	留意点
	〒 住所	字の書けない人や 未成年者の場合
	氏名(自署) ㊞ (続柄: 受贈者の)	必ず!! 自署する